

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

（２）川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

資 料 1 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果

参考資料 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施について

令和7年1月23日

健康福祉局

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果

1 概要

公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法に基づき、市長の許可を受ける必要があり、また営業者は公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があるため、市はこれらの措置に必要な基準を「川崎市公衆浴場法施行条例」で定めています。今回、川崎市公衆浴場法施行条例で定める基準の一部を見直し、条例改正を行います。

また、旅館業施設の基準を定めている「川崎市旅館業法施行条例」には、施設における入浴設備の基準が含まれており、川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、同様の改正を行います。入浴設備以外の内容についても、旅館業に係る課題を精査し、必要な改正を行います。

以上のとおり、川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正を行うため、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果は以下のとおりです。

2 意見募集の概要

募集期間	令和6年11月11日（月）から12月11日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）、健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー・衛生課）、健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

3 結果の概要

意見提出総数		3通（4件）
内 訳	電子メール	3通（4件）
	FAX	0通（0件）
	郵 送	0通（0件）
	持 参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、「公衆浴場のサウナ室に時計はあった方がよい」や「旅館業における宿泊者1人当たりに必要な面積の拡大はよいこと」等の御意見であったことから、川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正につきましては、お寄せいただいた御意見を踏まえ、条例の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
 B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
 C：今後取組を進める中で参考とするもの
 D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの
 E：今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見

【御意見の件数と対応区分】

主な改正項目		A	B	C	D	E	計
公衆浴場	サウナ利用者の安全確保のための基準の追加	0	2	0	0	0	2
	露天風呂を設ける場合の基準の追加	0	0	0	0	0	0
	構造設備の基準の緩和	0	0	0	0	0	0
旅館業	入浴設備について	0	0	0	0	0	0
	旅館・ホテルにおける共同用便所について	0	0	0	0	0	0
	簡易宿所における客室面積について	0	1	0	0	1	2
合計（件）		0	3	0	0	1	4

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

（１）サウナ利用者の安全確保のための基準の追加

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	体調に合わせて適切にサウナが利用できるように、サウナ室内に温度計と時計（12 分計）はあった方がよいと思います。 サウナブームで慣れない方も利用しており、温度計や時計を目安として無理のないサウナ利用ができるようになるため、基準を定めることはよいことだと思います。	当初から、今回の条例の一部改正により、改正後の設備基準に、「サウナ室には、温度計及び時計を室内の適当な位置に設置する」等の旨を、新たに定めることを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、サウナ利用者の更なる安全確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。なお、温度計につきましては、現行条例では『浴室』の規定を	B

		『サウナ室』に適用させていましたが、あらためてサウナ室の基準として明記いたします。	
2	サウナで気が付くことは時計の完備が少ないように感じられます。	当初から、今回の条例の一部改正により、改正後の設備基準に、「サウナ室には、温度計及び時計を室内の適当な位置に設置する」等の旨を、新たに定めることを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、サウナ利用者の更なる安全確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。	B

(2) 簡易宿所における客室面積について

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
3	宿泊者 1 人あたりに必要な面積の拡大は、宿泊者にとって快適に寝泊りできるようになると考え、良いことだと思います。	当初から、今回の条例の一部改正により、簡易宿所営業の各客室の定員数を「1.65 平方メートルにつき 1 人」から「3.3 平方メートルにつき 1 人」に変更することを想定しておりましたので、今後、頂いた御意見の趣旨も踏まえながら、宿泊者の更なる快適性の向上、施設の衛生確保に向け、適切に条例案に反映してまいります。	B
4	宿泊者 1 人あたりに必要な面積の拡大をする改正によって、経営が厳しくなる宿泊施設が出てくるのではないかと考えました。	今回の条例の一部改正により、簡易宿所営業の各客室の定員数に係る基準を「1.65 平方メートルにつき 1 人」から「3.3 平方メートルにつき 1 人」とする方向で改正条例案の内容検討を進めておりますが、これにより、簡易宿所における宿泊者の快適性を向上し、施設の適切な衛生状態を確保することで、旅館業施設の健全な発達を促すものと考えております。	E

6 今後の予定

令和 7 年 2 月 パブリックコメント実施結果の公表

令和 7 年第 1 回定例会に「川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例」の議案提出

令和 7 年 7 月 改正条例の施行

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正
に向けたパブリックコメントの実施について

1 概要

- 公衆浴場を経営しようとする者は、公衆浴場法に基づき、市長の許可を受ける必要があり、また営業者は公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置を講じる必要があるため、市はこれらの措置に必要な基準を「川崎市公衆浴場法施行条例」で定めています。今回、川崎市公衆浴場法施行条例で定める基準の一部を見直し、条例改正を行います。
- 旅館業施設の基準を定めている「川崎市旅館業法施行条例」には、施設における入浴設備の基準が含まれており、川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、同様の改正を行います。また、入浴設備以外の内容についても、旅館業に係る課題を精査し、必要な改正を行います。

2 川崎市の営業許可施設

表1 公衆浴場許可施設の種別と施設数

単位：施設

一般公衆浴場(銭湯)		30
その他の公衆浴場	保養・休養(いこいの家、日帰り温泉等)	40
	スポーツ施設(フィットネスクラブ、スポーツセンター等)	30
	蒸気・熱気(サウナ等)	3
	個室	76
	上記以外(酵素風呂、エステティックサロン等)	13
計		192

表2 旅館業許可施設の種別と施設数

単位：施設

旅館・ホテル営業	60
簡易宿所営業(客室を(※)多数人で共用する宿泊施設)	53
下宿営業(一月以上の期間宿泊する施設)	3
計	116

(※)「多数人で共用する」とは、他人同士が同じ客室に宿泊することをいう。

令和6年9月末時点

3 改正目的

1. 利用者の安全確保

『サウナ』は、公衆浴場法における公衆浴場の一種であり、また旅館業施設にも設置されることがあり、その特性から利用者の安全の確保が重要になります。そのため、国の技術的助言である「公衆浴場における衛生管理要領等について」には、サウナ室内への温度計や非常用ブザーの設置等が規定されています。本市においては、これまで、これらの安全措置をとることについて、当該要領に基づき営業者等へ行政指導を行ってきました。しかし、要領に基づく行政指導は営業者による自主的な改善を促すものであることから、**利用者の安全に係る項目を条例に追加する改正を行い、利用者の安全の確保をより確実なものとし**ます。

2. 営業形態の多様化に対する対応等

昨今の新しい営業形態の出現や、市民ニーズの多様化等の、社会情勢の変化への対応が難しい状況がありました。そこで、条例を改正し一部緩和規定を設ける等の対応を行うことで、公衆浴場法及び旅館業法の目的である**施設の衛生と風紀、利用者の安全を確保しながら、現行条例における課題を解決**します。

4 主な改正内容

1. 川崎市公衆浴場法施行条例

(1) サウナ利用者の安全確保のための基準の追加

- ア サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- イ 入浴者の安全のため、サウナ室内に非常用ブザーや温度計を設置すること。 等

(2) 露天風呂を設ける場合の基準の追加

- ア 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。
- イ 浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。 等

(3) 構造設備の基準の緩和

営業形態その他の特別な理由により、公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、次の基準を緩和できるようにする。

- ア 浴室及びサウナ室の男女の区分及び外部から内部が見通せない構造
- イ サウナ室の排水構造
- ウ 男女別の便所の設置

【公衆浴場法における国の動向】

厚生労働省から令和6年4月5日付けで発出された通知により「サウナ営業について、都道府県等が条例で定める許可基準の運用にあたっては、地域の実情や個別の利用目的、利用形態等を踏まえ、柔軟に判断するよう」示されました。



テントサウナ(新しい営業形態例)

2. 川崎市旅館業法施行条例

(1) 入浴設備について

川崎市公衆浴場法施行条例の改正に伴い、必要な規定の見直し(上記1.(1)及び(3)のアイ)を行う。

(2) 旅館・ホテルにおける共同用便所について

男子用、女子用の別に分けるための規定を追加する。

(3) 簡易宿所における客室面積について

施設の衛生の確保と、宿泊者の快適性の向上の観点から、宿泊者1名あたりに必要な面積を拡張する。

- ア 1客室の宿泊定員数を「一人あたり1.65㎡以上」から「一人あたり3.3㎡以上」に変更する。
- イ 宿泊定員数を変更することによって、1客室の最低床面積の規定(4.95㎡以上)が不要となるため廃止する。

5 経過措置

- 構造設備の基準の改正については、現行の許可業者について経過措置を設けます。

6 今後の予定

- 令和6年11月11日～12月11日 パブリックコメントを実施
- 令和7年2月 パブリックコメント結果公表及び議案提出
- 令和7年7月1日 川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の改正条例施行

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例の一部改正について

川崎市公衆浴場法施行条例及び川崎市旅館業法施行条例を改正するにあたり、次のとおり、パブリックコメントを実施します。

1. 意見の募集期間

11月11日（月）～12月11日（水）

※郵送の場合は当日の消印まで有効です。

※持参の場合は12月11日（水）の17時15分までにお越しください。

2. 資料の閲覧場所

- （1）川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- （2）健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（川崎市役所13階）
- （3）情報プラザ（川崎市役所 復元棟 2階）
- （4）各区役所（市政資料コーナー、衛生課）

3. 意見の提出方法

氏名、住所、電話番号、政策等の題名を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

（1）電子メール（フォーム）

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

（2）郵送

〒210-8577 川崎区宮本町1番地

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

（3）持参

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当（川崎区宮本町1番地 市役所13階）

（4）ファックス

FAX 番号 044-200-3927（健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当）

4. 注意事項

- （1）電話や来庁による口頭での御意見は受け付けません。
- （2）御意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、市の考え方を整理・要約した資料を市ホームページなどで公表します。

5. 問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当

TEL : 200-2448 (8 時 30 分～12 時、13 時～17 時、土日祝日を除く)

Fax : 200-3927